

「福井市下水道事業経営戦略 2026（素案）」に関するパブリック・コメント

【はじめに】

昨年末に、本件と所管が重なる「水道事業ビジョン」の見直しパブコメに際し、締め切りには間に合えませんでした。が、“時代の要請”といった観点から、災害被災地への支援力や、広域連携の将来考察、脱炭素施策への積極貢献策、といった、部局の普段の業務の視野には入れておけないであろう、将来課題への潜在力について、発揮する方法を探すべきではないか、といった意見提起をしようとした事があります。

僭越ですが今回も、同様の視点からの意見指摘をしてみたいと思います。

【必然の老朽化対策だけに留まらない、市に残る無二の“公営企業”への役割期待】

下水道事業と水道事業は、ともに現代の市民生活では在って当たり前の公共インフラですが、人口減少と施設の老朽化が経営の中心課題になっている事情は、受益市民の誰もが理解をすべき事だろうと思います。今年の前半、毎日のように報道された埼玉県八潮市の大規模道路陥没は、全国の自治体を震撼させ、老朽化の放置がどういう問題を招きうるかを市民にも広く知らしめるものでした。

そうした中で今回、福井市の下水道事業については、本文中の「理念」に触れた頁(P18)で、“昭和 23 年から始まった「普及拡大」の段階は終え、「維持管理」に移行する”、といった感慨深い認識が書かれており、その認識もまた、異論は唱え難いことであるように思えます。

しかし、全く別の視点から考えると、今は“公営企業”として独立採算の“経営戦略”求められています。が、戦後の復興期の福井市では、上下水道の普及事業は、当時の首長の強い主導下で、道路整備と同格以上に、市街地を形成する都市計画の骨格インフラの役割を担っていたのではなかったのでしょうか。

全国の地方都市を俯瞰すると、道路、上下水道、各種公共施設などは共通項としても、中には、市営の交通機関がまちの骨格として残されてきた市もあれば(例えば広島市の電が典型)、港やその他の大規模施設がまちのインフラを形作って来た所もあると思います。

福井市には、一見そうした特色はないように思われますが、治水対策が必要な河川と地勢、また水を使用する繊維業で栄えた土地柄でもあったため、雨水と汚水を管理する下水道事業は、特色的にインフラ事業の骨格を担ってきた、と言えるのではないのでしょうか。

卑近な追憶をすると、1960 年代の市内には、敷設工事後の余り物だったろうと思われ返される大小のコンクリートの下水管が、多くの児童公園で、築山のトンネルなど、遊具のようにして利用されていました。震災からの復興期の事業の余剰が、まちの景観にも現われていたという事だと思えます。

福井市のこうした現業部門は、少し前までは、都市ガス部門も加えて「企業局」という名前で存在していたのではないのでしょうか。民営化分離は、経営の合理性からも必然だったのでしょう。しかし、自治体の行政機構全般も細分化されてきているため、時々時代の要請を模索するには、新たに“未来戦略”のような部署を必要とするようになってきているとみられます。それでも、今の細分化された部局の課室

単位では、都市インフラ規模の事業の技術管理は困難であるのも明らかでしょう。それをしかも独立採算で行えというのであれば、一番ノウハウを持つこの公営企業の局が、最も未来戦略にも適していたということではないでしょうか。

今回策定の文書を見ると、その取り組み方針(P22-24)の中には、未利用管理地の活用や、官民連携の経験、国への要望力、DXの推進力などがあることがうかがわれますし、経常収支の管理や起債・資産管理面など、長期視点での説明と公表力は、市の他部局で簡単に立ち上げられるものではないように思います。

つまり、本来は「上下水道局」という名称で所掌を限定するべきではなく、市が新たに自ら現業的な事業を必要とする際には、積極的に受け皿になり、経営管理面での貢献をすべきではないでしょうか。人口の減少や節水傾向、水利用産業の後退などによるジリ貧の中で、老朽化対策だけに徹するのは、市の将来機能の潜在力として勿体ないと見なすべきと思います。

上記意見は「意見No19」として一覧に掲載

【時代の要請もある太陽光発電設備をインフラ事業として試みれないか】

福井市の下水道事業は、河川敷に接して大きな浄化センターを有しているほか、市内各所に20を超えるポンプ場を管理しているわけであり、そうであれば、それらの占有地や管理施設の幾つかで太陽光発電設備の併設を試みる事は検討されないのでしょうか。

浄化の過程で発生するメタンガスの発電利用は試みられていると聞きます。また水道施設の1ヵ所には太陽光発電設備が設けられているとのことでしたが、それらには見るべき利益効果はなかったのでしょうか。発電力はその施設での用途なのか、あるいは設備費が最終的に回収できるような性能ではなかったという事でしょうか。

(地域特性と時代条件)

福井県は、住宅での電力消費が全国で最も多い地域であるとされ、同時に最も太陽光の発電利用が進んでいない地域でもあったと承知しますが、今後もそうでしょうか。

また、昨年まで国レベルで盛んに喧伝されてきた「脱炭素」推進は、今はガソリンの減税など物価高対策への関心の陰に隠れ、空気としては後退感がありますが、化石燃料の消費を再生エネルギーに置き換える必要は、いずれまた早急な催促になるのではないのでしょうか。

何より今次、市の環境政策課の「環境基本計画」改定案では、脱炭素政策の優先順位が上げられているのではないのでしょうか。

(北陸電力の事情推定)

国全体の電源構成では、太陽光発電は10%近くになっているようですが、北陸電力では風力等も含めた買取電力(FIT)は6%に留まっているようです。水力は25%と健在ですが、石炭利用が依然40%以上で、バイオマス置換が優先されてきたのでしょう。ただ、原発停止以降、電力不足を他社からの購入で埋めてきたようであり、今はすでにシフト転換期に入っているのではないのでしょうか。大規模工場の屋根に敷設した設備からの電力買い取りに加え、新築住宅にも太陽光発電設備の無償設置提案をしていると承知します。

(近隣市町の事例)

越前市は昨年から、使われていない小学校のプールを太陽光発電パネルで覆い、自家消費の余剰を北陸電力系列に買い取ってもらう施策を本格開始したと聞きます。

他方、金沢では、都市ガスを供給している「金沢エネジー」が、北陸電力の出資協力も得て、こちらは河川の小水力発電からの電力のようですが、金沢市内の住宅に電力供給契約をセールスしているようです。

これらを考え併せると、福井市では、下水道事業が管理する比較的敷地面積のある施設を利用して、電力事業者と連携して太陽光発電設備を設置するなら、最も効果的に“再エネ電力”を市民に供給できる事業体になるのではないのでしょうか。

(メリット考察)

下水道事業には“独立採算の原則”が求められ、施設の老朽化対策をしつつも減益は免れず、赤字収支に対して一般会計からの経営補助が増大していくというのであるならば、老朽ポンプ場を廃止してダウンサイズをし、さらに売却をしたとしても、恒常的な収益改善には至らないのではないのでしょうか。

むしろ保全管理のしやすい用地に長期の視野で発電や蓄電施設を誘致するとか、土地リースをするなど、再エネ分野で採算を図り、これから伸ばすべきインフラに参画していく方が、市の将来行政に叶っていくのではないのでしょうか。

なお、最近では国見岳で風力発電事業が始められているようですが、他県で森林伐採等の問題が顕在したメガソーラーには、今後は規制が強化され、発電量は自治体の管理施設への設備でカバーされていくのではないのでしょうか。大量のパネルの一斉廃棄(リサイクル責任)の問題などは、福井市の場合、近隣市内にパネルのリサイクル事業もできている筈であり、自治体の公営企業が自ら取り組むなら、不法業者の参入を防ぐ効果もあるのではないのでしょうか。

(山間地などでは設備の盗難のリスクもあると思いますが、インフラ施設用地内に設備を設けるのであれば、防犯カメラのネットワークなど、無人の集中管理でも抑止が働くのではと思います)

上記意見は「意見No2」として一覧に掲載

【能登半島地震の被災地のインフラ復旧経験を吸収・分析した行政貢献について】

今回の経営戦略文書内では、「防災・減災対策の推進」(P21)は、基本的に福井市内での対策整備にとどまっている印象があり、他の市町や県外への応援に関しては「災害時応援協定」に基づく「訓練や研修」で「協定内容の定着」を図る、とされており、福井市よりも問題を抱えた他県や他の自治体に関しては、積極的な関心は持たないような印象を受けますが、どうなのでしょう。

能登半島地震では、発災後まもなくから、住宅損壊が多かった各市町で、まずは家屋の危険度判定作業に大量かつ喫緊の需要が生じ、福井県内からも、またもっと遠い自治体からも、自治体の担当者や有資格の専門家が応援に入ったと報じられていました。他方、現地のインフラとしては、上下水道の崩壊が最も復旧に難渋していたように記憶しますが、福井市では当時は、あらかじめ計画されていた下水道管の地区単位の老朽化点検が、粛々とすすめられていたように記憶します。

地下埋設の下水管の場合は、その自治体が日頃から津々裏々の敷設データを整理していないと、復旧の応援はしようがない、といった問題もあるでしょう。しかし、

被災現地の上下水道の課題はどんなものだったのか、復旧が長く難渋した原因や、応急策、改善策は、局では分析されていたのでしょうか。あるいは福井県内の市町で同様なことが起きた場合には、福井市には良い支援策があるのでしょうか。

策定文書では、取組みの「広域化・共同化」(P23)として、“農業集落排水との統合”や、「県内の他市町との連携」で「資機材の集約管理」や「事務の共同化」をすることが取組み例に挙げられていますが、他の地域を積極的に支援する意図はないようにも見えます。しかし、自身は周辺より優れているとしても、遅れている他の地域に対して積極支援の意志がないとしたら、別の分野で他地域から支援が欲しい場合が生じてもそれは言えないような、“縦割りの狭量な姿勢”になってしまわないでしょうか。

能登地震の際にはまず、道路の寸断などで工事車両が直ぐには入れないこともあったでしょうが、市の担当部局としては、所管の老朽化対策工事を進めるだけでなく、次の大規模災害に備えて他県の市町の問題点も把握し、複数の市町との間で、交換部材の備蓄や、工事の重機、それを運べる機動車両などを共同で確保したり、熟練者や周辺の作業要員をどう集めるのか、共通協働意識をもって連携し、さらには共同で起債管理をするような発想も、経営戦略には必要ではないでしょうか。

そうした姿勢を持って初めて、新設される防災庁などに向けて、それらを大義として、国からの財源支援や配慮を要求できるのではないのでしょうか。

上下水道局の経営管理としては、市の行政の中でも防災政策や脱炭素政策に最も貢献できる部局の1つであることをもう少し意識し、管理するインフラ設備の高度利用や、統廃合整理地の活用を図っていくならば、縦割りの枠組みだけでは解決策が見いだせなかった、財源のギリ貧なども、状況を作り変えることができるのではないのでしょうか。(了)

上記意見は「意見No3」として一覧に掲載

「福井市下水道事業経営戦略2026（素案）」に関するパブリック・コメント

第1章 経営戦略の概要から、第4章 基本理念及び基本方針 までについては適切だと思います、特に意見はありません。

第5章 施策及び取組 施策6 収入の確保 取組 適正な下水道使用料水準の検討について意見を述べます。

（意見1） 市民の生活を守るため、使用料値上げは最後の最後的手段とする ことをお願いいたします。下水道は市民生活の一番大事なインフラの一つであり、誰にとっても無くてはならないものです。特に、生活に不自由している人たちにとって使用料値上げは厳しいものになります。様々な物価が上がっている状況の中、値上げは最後の最後的手段とすべきです。

以前、新型コロナウイルス感染症で多くの人が苦しんでいる時期がありました。金沢市では新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度に水道料金基本料減免1,041百万円を実施しました。また、下水道使用料基本料減免818百万円を実施しました。

[以上、令和2年度 金沢市公営企業会計 決算審査意見書による]

福井市は新型コロナ対策として、水道料金・下水道使用料について何ら値下げや減免はしませんでした。因みに、令和2年度の水道事業会計の経常利益は1,056百万円、下水道事業会計の経常利益は1,186百万円でした。**福井市も市民にやさしい行政であってほしいと思います。**

上記意見は「意見No9」として一覧に掲載

（意見2） 平成29年度の福井市下水道使用料審議会での答申（20%の値上げ）は不適切だったと思います。適正な下水道使用料水準の検討は、細心の注意を払って間違いのないように お願いいたします。

審議会の委員の皆様はそれぞれ専門家かも知れませんが、行政の皆さん（今回であれば上下水道経営部）の作成された書類に基づき（信頼して）議論をされるので、その書類が十分信頼するに足るものかが重要です。残念ながら、平成29年度の福井市下水道使用料審議会に提出された書類（そもそも、平成29年3月作成の下水道事業経営戦略の利益見込みは極めて杜撰でした）には問題が多くありました。

具体的に指摘したいと思います。

20%値上げ以降の財政状況（下水道使用料、一般会計繰入金、経常利益）は次の通りでした。

1) 下水道使用料は令和元年度の20%の値上げ以降、令和6年度までで値上げ分と

して総額37億円を市民（企業）から受け取っている。【別紙1参照】

2) 一方、一般会計繰入金は、福井市の一般会計が平成29年度に赤字になって以降、令和6年度まで上限が31億円に制限されており、下水道使用料審議会（平成29年）で示された（約束した）34億円を大きく下回ってきた。総額で24.5億円の繰入不足となります。【別紙1、2参照】

3) しかしながら、経常利益は、下水道使用料審議会（H29年）では値上げがなければ急激に減少し赤字となっていくとのことでしたが、一般会計繰入金が大幅に減額されたにもかかわらず大きな利益を計上してきました。【別紙3参照】

これらから、20%の値上げがなくても、一般会計繰入金が適切に繰入れられていたなら、福井市下水道事業は十分な経常利益を得られたはずで

上記意見は「意見No10」として一覧に掲載

次に、第5章 施策及び取組 施策6 収入の確保 取組 国への要望活動について意見を述べます。

（意見3） 経営戦略の計画期間（10年間）の投資額は1,029億円となっており大変大きな金額です。このうち、国県補助金は363億円で、投資額の約35%となっています。

日本経済新聞（令和7年6月6日）によると、「政府は6日、国土強靱化の中期計画を閣議決定した。地震などの災害に備えて老朽化した公共インフラを更新する。事業規模は20兆円強とし、2026年度から5年間の達成目標を分野ごとに設定する」とのことです。対象事業は、下水道事業以外にも、道路や河川、港湾、電気、通信など多岐にわたっているようですが、今後も政府によるこのような補助事業が様々出てくると考えます。補助事業をしっかりと把握して、少しでも多くの補助金を確保するようにお願いいたします。

もし、投資額の40%を確保できれば411億円（計画より+48億円）、45%確保できれば463億円（計画より+100億円）となり、その分、企業債・一般会計繰入金・使用料収入を軽減することに繋がります。

上記意見は「意見No11」として一覧に掲載

次に、第6章 投資計画及び財政計画 2 投資計画 (1) 投資計画 投資額の推移 について意見を述べます。

（意見4） 経営戦略の計画期間（10年間）の計画投資額は1,029億円となっており大変大きな金額です。

しかし、この投資額は国の政策、一般会計の状況などにより大きな金額の増減が予想されると思います。

また、改築（老朽化対策：10年で436億円の計画）や大規模改築（雨水対策：

10年で331億円の計画)などは事業進捗の遅れや計画そのものの変更もあると思います。

また、令和6年度下水道事業会計決算書(65~66ページ)によると、建設改良費の支出は、予算額92億円に対して、決算額は54億円で翌年度繰越額が31億円、不用額が6億円です。令和5年度以前も毎年度、翌年度繰越額や不用額は数十億円あります。

従って、これらの様々な事由により、1,029億円の計画は10%程度、或いは20%程度減額になることは十分考えられると思います。10%なら100億円、20%なら200億円です。そうなると、収入のうち、企業債・国県補助金・一般会計繰入金の金額は相当額変更になるし、経常利益もかなり変更になるはずです。

投資額の推移は、今後上記のような様々な事情により大きな変更を強いられる可能性が十分あると思います。そして、適正な下水道使用料水準を検討するに当たっての重要な事柄だと思えます。毎年度、投資額の推移をしっかりと検証し、資金・利益管理を行っていただきたいと思えます。

上記意見は「意見No12」として一覧に掲載

次に、第6章 投資計画及び財政計画 3 財政計画 (4) 留保金残高の見通しについて意見を述べます。

(意見5) 「一般会計からの経営補助により留保資金残高30億円が維持されています」と書かれています、これは令和8年度までについて述べているのですが極めて不適切(間違っている)です。一般会計からの経営補助は令和7年度から始まりました。即ち、長年適切としていた一般会計の繰入れ基準を大幅に変更したことによるもので、総務省繰入れ基準に基づくものとしていた経費が大幅に減額となり、その分の多くを経営補助としたことによります。複雑なのでその詳細は述べませんが、非常に問題だと思っています。

これまで留保資金残高が30億円を維持していたのは、令和元年度の20%の使用料値上げによる経常利益の大幅アップが一番の要因です。

しかしながら、36ページの「一般会計繰入金の見通し(収益的収支+資本的収支)」の表の中で、基準外繰入(収益的収支・経営補助)の金額を、R8:2.0億円、R9:2.5億円、R10:10.1億円、(中略) R16:23.1億円、R17:25.9億円と記述されたことは高く評価いたします。是非ともこれに近い金額を繰入れていただきたいです。

因みに、西行市長は福井アリーナ整備・運営計画を積極的に進める方針で、15億円の建設資金負担や実質10~15億円の東公園整備・周辺道路整備費用の支出を何ら意に介していません。さらに、今後30年間で、固定資産税負担(実質免除)や賃借料負担(土地の無償貸付)で27億円ほどの負担が見込まれます。負担金の総額は50億円を超えます。

アリーナ整備に大きなお金を投入するのであれば、福井市民の生命に係わる下水道

施設・管路の整備（老朽化・耐震化・洪水対策）の為の大きな投資に十分な負担を
するのは市として当然の責務であると思います。

今後は、福井市として先に指摘した2.4.5億円の繰入不足を含め、基準外繰入（経
費補助）をしっかりと行うべきです。そうすれば、留保資金残高は増加し経営の安定
につながります。

上記意見は「意見No13」として一覧に掲載

次に、第6章 投資計画及び財政計画 3 財政計画 (5) 経費回収率の見直し
について意見を述べます。

（意見6） 「・・・令和10年度には、・・・ 経費回収率は100%を下回る見込
みです。将来にわたり持続可能な経営基盤の構築を見据えて、適正な使用料水準につ
いて検討を行う必要があります」と記述されています。

経費回収率は、令和4年3月29日付総務省自治財政局公営企業課長通知で示され
ているもので、福井市下水道事業でもそれ以降、毎年度決算書に記載しています。

これは下水道使用料水準の妥当性を示すもので、使用料で回収すべき経費を全て使
用料で賄っているかを示すものです。100%を上回っていれば使用料は妥当と考
えられます。

福井市では20%の値上げをした令和元年度以降、経費回収率は100%を大きく
上回っており令和6年度までの超過額（貯金）は総額3,194百万円となっていま
す。 【別紙4参照】

令和10年度以降は100%を下回っていく見込みのようですが、令和14年度ま
での合計ではプラスの61百万円となります。従いまして、福井市民が負担すべき経
費は令和14年度までは使用料で賄われている（貯金がある）ということになります。
即ち、値上げは必要ないということになります。

こう述べると、「令和15年度から大幅に値上げをしなければならなくなる」と
主張されるかも知れませんが、今後の投資計画の推移・国県補助金の状況・一般会計
繰入金の状況などを十分検証しながら、次期の経営戦略の見直し（令和12年）にお
いて改めて検討すれば十分だ（状況によっては令和11年に早める）と考えます。

上記意見は「意見No14」として一覧に掲載

次に、第6章 投資計画及び財政計画 4 投資・財政計画 (2) 投資・財政計画
について意見を述べます。

（意見7） この38ページの表のうち、特に、一般会計繰入金（基準内・基準外）
減価償却費、支払利息、企業債、国県補助金、建設改良費などは、投資計画の状況に
よって大きく変動するものです。その場合、経常利益、資金計画も大きく変動すると
考えます。

私は、毎年、この投資・財政計画の表は更新すべきだと考えます。如何でしょうか？ 因みに、金沢市は一般会計の中期財政計画を毎年更新しています。福井市はしていませんけれど。

上記意見は「意見No15」として一覧に掲載

(意見8) この表には、現預金残高が記載されていません。留保資金残高を記載するのであれば、是非とも、現預金残高を記載すべきだと考えます。留保資金残高は非常に分かりにくい概念(福井市民で理解できる人はほぼいないと思う)であるし、下水道事業会計決算書のどこにも記載されていません。現預金残高は誰でもわかりますし、決算書に明示されています。**【別紙3参照】**
ぜひ、記載していただくようお願いいたします。

上記意見は「意見No16」として一覧に掲載

最後に、第7章 経費回収率の向上に向けたロードマップ 2 収支改善に向けた取組について意見を述べます。

(意見9) 収益改善に向けた取組としては、収入増加として、適正な下水道使用量水準の検討 新たな需要の獲得 滞納整理の強化 未接続者への接続促進が挙げられ、支出削減として、ストックマネジメント計画に基づく施設の修繕・改築 官民連携の推進 不明水対策 施設の統廃合が挙げられています。

これまで何度も述べてきましたが、市民の生活を守るため、使用料値上げは最後の最後の手段としていただきたいのです。使用料の改定については、令和9年度から点線矢印で記されていますが、これまでの経費回収率の状況(31億円の貯金があること)から令和14年度までは値上げは不要だと考えますので改めて申し上げます。

そして、使用料の改定を行う場合は、ここに挙げられた「収支改善に向けた取組」をしっかりと行い、上記 から について具体的成果を挙げてから行って頂きますよう強くお願いいたします。

上記意見は「意見No17」として一覧に掲載

以上です

青字は強調したいことです。青字(アンダーライン)はより強調したいことです。

一般会計繰入金の変遷

決算書、繰入金明細（予算、決算）から集計

R7.12

別紙1

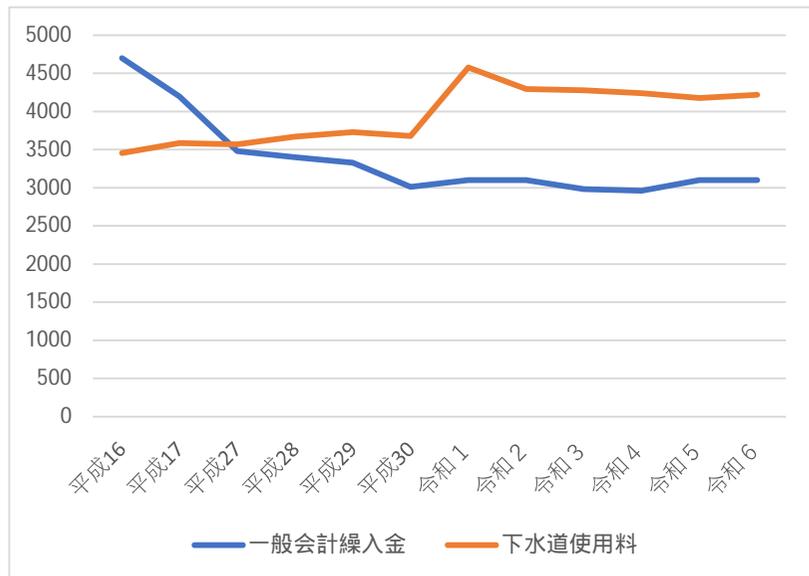
単位：百万円

	平成16	平成17	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
					赤字決算	大幅削減	上限31億	〃	〃	〃	〃	〃	予算
一般会計繰入金	4,699	4,198	3,478	3,399	3,329	3,010	3,100	3,100	2,981	2,960	3,099	3,100	3,200
同上予算要求	?	?	3,645	3,659	3,528	3,473	3,100	3,100	3,100	3,122	3,339	3,463	3,529
予算要求からの減額	?	?	-167	-260	-199	-463	0	0	-119	-162	-240	-363	-329
下水道使用料審議会					3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400

下水道使用料	3,454	3,587	3,570	3,670	3,728	3,680	4,578	4,296	4,276	4,238	4,176	4,218	?
							20%値上	〃	〃	〃	〃	〃	合計
値上げによる増収（平成30年比）							898	616	596	558	496	538	3,702

第2回下水道使用料制度審議会（平成29.7.11）

10年間の支出に対する収入：雨水処理分として340億円分の支出が見込まれるが、同額の繰入金が入収入として見込まれる



一般会計繰入金不足額

単位：百万円

	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
実際の繰入	3,010	3,100	3,100	2,981	2,960	3,099	3,100	21,350
審議会	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	23,800
							差額合計	-2,450

○10年間の支出に対する収入について

- ・10年間の支出として、汚水処理に要する支出は維持管理費や建設投資額、元利償還金の合計417億円が見込まれる。
- ・これに対し、10年間の使用料収入は345億円であるため、差額である使用料の収入不足分が72億円見込まれる。
- ・また、雨水処理分等として合計340億円の支出が見込まれるが、これに対する同額の繰入金
が収入として見込まれる。

収入

支出

単位：億円

内訳		維持管理費	建設投資額	元利償還金	合計	
収入不足分	72					
使用料収入	345	148	44	225	417	汚水処理分
繰入金	340	87	12	241	340	雨水処理分等
企業債の借り入れ	440		330	110	440	
国庫補助金	162		162		162	
工事負担金等	22	11	11		22	
合計	1,381	246	559	576	1,381	

(注 財政シミュレーション(平成28年度決算反映)の数値に基づいて作成)

経常利益、現預金残高の推移

決算書から集計

別紙3

R7.12

単位：百万円

	平成16	平成17	～	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
						赤字決算	繰入金大幅削減！		上限31億に！					予算
一般会計繰入金	4,699	4,198	～	3,478	3,399	3,329	3,010	3,100	3,100	2,981	2,960	3,099	3,100	3,200
下水道使用料	3,454	3,587	～	3,570	3,670	3,728	3,680	4,578	4,296	4,276	4,238	4,176	4,218	？

R1年20%値上

合計

経常利益 (確定決算)	23	128	～	504	699	838	622	1,483	1,186	1,104	1,074	916	655	？
----------------	----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	---

経常利益 見通し (下水道使用料審議会)								1,150	1,040	930	810	-	-	
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	-------	-------	-----	-----	---	---	--

第2回審議会の財政シミュレーションより

この見通しは一般会計繰入金34億円として作られている

令和1年度は特殊要因で確定決算が伸びているが、
令和2年度以降も確定決算が審議会見通しより大きく増加している
一般会計から34億円の繰入があったなら、20%値上げは不要だった
と言えると思う

現預金残高 (確定決算)				4,551	5,377	6,713	6,139	5,709	5,747	4,730	5,455	7,970	4,939	？
-----------------	--	--	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---

毎年、50億円ほどの現預金残高がある

経費回収率、及び下水道使用料が汚水処理費を超過している金額（市民の超過負担額）

別紙4

経費回収率とは、下水道使用料水準の妥当性を示すもので、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えているかを示すもの。

100%を上回っていれば妥当と考えられます（令和6年度下水道事業決算書75ページより）

令和6年度までの実績（過去の下水道事業決算書から抜粋（平成28年度以前は記載なし）） 単位：百万円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	小計 X
経費回収率 %	101.3	98.2	119.6	110.5	115.0	114.7	110.1	116.2	
下水道使用料：A	3,680	4,578	4,578	4,296	4,276	4,238	4,176	4,218	
汚水処理費：B	3,633	4,662	3,828	3,888	3,718	3,695	3,793	3,630	
超過額：A-B	47	-84	750	408	558	543	383	588	3,194
経常利益	838	622	1,483	1,186	1,104	1,074	916	655	7,878
値上げによる増収（平成30年比）			898	616	596	558	496	538	3702

参考【令和6年度の経費回収率】

$$(\text{下水道使用料}4,218,027\text{千円} \div \text{汚水処理費}3,629,871\text{千円}) \times 100\% = 116.2\%$$

令和7年度以降の試算（第2回経営戦略委員会資料27、28ページより） 単位：百万円

28	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	小計 Y
経費回収率 % 見込	114.5	108.7	102.7	96.8	84.6	81.9	81.2	74.4	
下水道使用料 見込：A	4,210	4,180	4,150	4,130	4,110	4,090	4,050	4,020	
汚水処理費 見込：B	3,677	3,845	4,041	4,267	4,858	4,994	4,988	5,403	
超過額：A-B	533	335	109	-137	-748	-904	-938	-1,383	-3,133

小計 X + 小計 Y	61
-------------	----

20%の料金値上げとなった令和元年度以降は、下水道使用料で汚水処理費を賄っており、令和10年度以降不足額が生じるとしても令和14年度までの合計は、61百万円の超過額（貯金がある）従って、令和14年度までは使用料値上げは不必要となる！！